

令和5年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和6年2月

中央区監査委員

目 次

定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	6
別表1	令和5年度各部課及び学校等監査実施日程	8
別表2	令和5年度区施設の視察実施日程	10

財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	11
第2	監査の対象及び範囲	11
第3	監査の方法及び観点	12
第4	対象団体等の概要と監査の結果	13
第5	監査のまとめ	20
別表	令和5年度財政援助団体等監査実施日程	22

令和5年度

定例監査結果報告書

写

5 中監第 A 1 4 号

令和 6 年 2 月 1 9 日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中 央 区 教 育 委 員 会 教 育 長
中 央 区 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
中 央 区 監 査 委 員

} 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 墨 谷 浩 一

令和 5 年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した令和5年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

また、今回の監査に際し、磯野忠前監査委員は令和5年5月31日まで関与し、墨谷浩一監査委員は令和5年6月1日から関与しました。

第1 各部課及び学校等監査

1 監査実施期間

令和5年4月13日から令和6年2月19日まで

監査委員による監査及び監査事務局による個別の監査実施日程は、別表1 (P8)のとおりです。

また、区施設の視察を行いました。実施日程は、別表2 (P10)のとおりです。

2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

3 監査の範囲、方法及び観点

(1) 範囲

令和4年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

(2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので対応を図ってください。また、その他の所属でも、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられました。職場内で十分点検を行い、適正に事務処理を行ってください。

- (1) 会計年度任用職員の確定払の旅費について、給与取扱者の口座に入金されたまま一年以上放置され、旅行者本人への支払いが大幅に遅延していました。口座の管理を適正に行うとともに、確定払いの旅費は旅行者（職員）が立替払いをしているものなので、速やかに支払うようにしてください。

（福祉保健部 介護保険課、教育委員会事務局 指導室）

第2 重点事項に関する監査

本年度の定例監査では、「主管課契約の適正な事務手続きについて」を重点事項として監査を実施しました。

1 調査方法

令和4年度に行った主管課契約のうち、契約事務規則及び経理課発出の通知「主管課契約の注意事項について」において契約書の作成が必要と示されている以下の契約について、適正に処理が行われているかを調査しました。

- (1) 分割払いの契約
- (2) 単価契約
- (3) 1件で80万円を超える契約（工事を除く。）
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託に係る契約（以下「産業廃棄物処理契約」という。）
- (5) バスの借入れやイベント会場設営等、キャンセル料を記載する必要がある契約
- (6) その他、支払総額が変動する可能性のある契約

2 監査結果

令和4年度における主管課契約のうち、契約書を作成しなければならない案

件は569件であり、このうちの550件は適正に作成されていました。

契約書が未作成であった19件については、産業廃棄物処理関連15件、イベント関連3件、作業船の調達1件という結果でした。これらの所管部課では同種の契約が複数処理されており、その大半は適正であったものの、一部の契約で契約書が作成されていませんでした。また、数年に一度発生する事例や、コロナ禍で中止していたイベントの再開などの事例も含まれており、いずれも事務処理に関しての理解不足等に起因するものでした。

今回、調査対象とした主管課契約の処理については、契約書の作成はもとより、対応する契約条項や添付書類等にも注意が必要です。課内での引継ぎや周知の徹底を図り、適正な処理を行ってください。

第3 工事監査

1 監査実施期日

(1) 事務局による監査

令和5年11月1日～令和6年1月11日

(2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和6年2月5日

イ 営繕工事 令和6年2月1日

2 監査の対象とした工事及び概要

(1) 土木工事

① 歩道拡幅工事及び車道改修工事【環境土木部 道路課】

ア 所在地 中央区日本橋富沢町12番先～日本橋富沢町13番先

イ 施工延長 129.0m

ウ 幅員 11.0m

エ 工期 令和5年9月4日～令和6年3月29日

オ 請負金額 62,370,000円

カ 出来高 50.0%(R5.12月末現在)



▲歩道（写真右側）拡幅工事



▲車道整備工事

② 堀留児童公園改修工事【環境土木部 水とみどりの課】

ア 所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番16号
 イ 整備面積 4,096.59㎡
 ウ 期間 (設計) 令和2年5月21日～令和3年3月31日
 (施工) 令和4年10月14日～令和5年11月30日
 エ 請負金額 (設計) 23,100,100円
 (施工) 293,700,000円
 (計) 316,800,100円
 オ 出来高 100%(完了)



▲改修後の全景



▲かまどベンチ

(2) 営繕工事

浜町敬老館等複合施設の改修【都市整備部 営繕課】

ア 所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号
 イ 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上5階・地下1階 延面積 4,129.75㎡
 ウ 期間 (設計) 令和2年5月13日～令和4年3月25日
 (工事監理) 令和4年6月30日～令和6年3月22日
 (建築工事) 令和4年6月30日～令和6年3月22日
 (機械設備工事) 令和4年6月30日～令和6年3月22日
 (電気設備工事) 令和4年6月30日～令和6年3月22日
 エ 請負金額 (設計) 43,334,500円
 (工事監理) 88,957,000円
 (建築工事) 463,804,000円
 (機械設備工事) 487,806,000円
 (電気設備工事) 340,537,780円
 (計) 1,424,439,280円
 オ 出来高 (設計) 100%(完了)
 (工事監理) 85.10%(R5.12月末現在)

(建築工事※) 85.00%(R5.12月末現在)

(機械設備工事※) 94.22%(R5.12月末現在)

(電気設備工事※) 84.17%(R5.12月末現在)

※ 建築、機械設備、電気設備の追加工事については出来高に含まれない。



▲改修後(1階浜町保育園調理室)



▲改修後(2階浜町敬老館トイレ)

3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿、写真等の書類審査、工事現場の現地調査、所管部局の関係職員や施工業者からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。



▲書類審査(営繕工事)



▲現地調査(土木工事)

4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

歩道拡幅工事及び車道改修工事は、中央区基本計画2023に掲げる「人にやさしい歩行環境の整備」事業であり、歩道の拡幅や段差解消を行い通路空間のバリアフリー化を目的として、令和4年度から令和6年度までの3カ年にわたり整備を進めているものです。

工事については、通行者等への安全対策として、仮設作業帯の設置、開口部の養生、現場内の資機材整理など、現場管理が徹底されていました。引き続き、交通や施工の安全管理に努め、適切に工事を進めてください。

堀留児童公園改修工事は、前回の整備から約30年が経過し、公園施設全体が老朽化したため、全面的に改修したものです。当該公園は、災害時の一時集合場所に位置付けられており、かまどベンチやソーラー式照明など防災に資する施設を設置するとともに、視覚障害者用誘導ブロックの輝度比を確保するため、園路の舗装色を踏まえてブロック色を変更するなどの調整に取り組んでいました。今後は、今回整備した視覚障害者用誘導ブロックの調整を参考として、区内公園全体にも反映していけるよう整理するとともに、将来にわたって安全かつ安心して利用できるよう公園施設の維持管理に努めてください。

浜町敬老館等複合施設の改修は、敬老館をはじめ保育園、児童館、区民館が混在する施設であるため、施設を使用しながらの工事を行うとともに、事前調査で把握できなかった天井内躯体の不具合や漏水、吸音材劣化などの追加工事も行いました。そのため、建物外部に工事用仮設エレベーターを設置したほか、空調設備の改修では空調需要の少ない中間期に実施したり、断水や停電を伴う改修は極力短時間となるよう調整するなど、施設利用者への配慮がされていました。また、地下に設置されていた発電設備は、浸水時の被害を防ぐため屋上に移設しており、防災面の強化も図られていました。

一方で、電気設備工事において作業内容の伝達ミスなどにより高圧ケーブルを傷つけたため全館停電が発生してしまっており、今後は指示伝達系統の見直しなど再発防止に努めるとともに、引き続き、区、施工者、監理者で綿密な連携を図り、しゅん功まで適切な工事の実施に努めてください。

さらに、保育園以外の施設は全面的な劣化改修を行っていないため、今回判明した劣化状況を今後の修繕計画に着実に引き継ぐよう取り組んでください。

第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、令和4年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的・成果に対する達成度や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理においては、前年度に引き続き決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意などに起因すると考えられる軽微な誤りが散見されるとともに、これまで適正に処理が行われていた所管部課において、新たな誤りが生じている事例も見受けられました。

その改善に向けては、職員一人一人が前例踏襲によることなく、根拠や手順

を十分確認するとともに、職場内での複数職員による点検など組織的な取組を行い、適正な事務処理に努めてください。また、今後さらなるデジタル技術の活用や行政手続きのオンライン化等を着実に進めるためには、業務プロセスの再確認や時間管理意識の向上など、区民ニーズに即した合理的・効率的な業務の見直しが求められます。そのためには、管理監督者の役割は重要であり、職員が業務内容や執行過程を十分理解し、適正な事務処理や業務見直しが行われるよう指導・監督してください。

今年度の重点事項として、主管課契約の適正な事務手続きについて調査を実施しました。事務上のリスク要因の抽出を目的とする本調査では、複数の所属で契約書が作成されていませんでした。こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも内部統制を導入されることを引き続き要望します。

景気はこのところ一部に足踏みもみられますが、その先行きは雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されています。本区財政においても、歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金は順調に伸びていますが、世界的な金融引き締めに伴う影響や海外景気の下振れが景気を下押しするリスク、さらにはふるさと納税による税の流出拡大など、その動向に十分留意する必要があります。また、築地市場跡地のまちづくり等の都市活性プロジェクトをはじめ、晴海地区ではいよいよ新たなまちが形成されるなど、区を取り巻く環境は大きく変容し、行政需要はますます拡大・多様化していくものと予測され、本区の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれます。

事務事業の執行にあたっては、受益者負担の適正化・区民負担の軽減をはじめ、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別表 1)

令和5年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査
企画部	政策企画課	令和5年10月25日(水)	令和5年4月20日(木)
	財政課	令和5年10月25日(水)	令和5年4月20日(木)
	広報課	令和5年10月25日(水)	令和5年4月24日(月)
	情報システム課	令和5年10月26日(木)	令和5年4月24日(月)
総務部	秘書室	令和5年10月26日(木)	令和5年4月28日(金)
	総務課	令和5年10月26日(木)	令和5年4月28日(金)
	職員課	令和5年10月26日(木)	令和5年4月27日(木)
	経理課	令和5年10月30日(月)	令和5年5月8日(月)
	税務課	令和5年10月30日(月)	令和5年4月27日(木)
防災危機管理室	防災危機管理課	令和5年10月30日(月)	令和5年4月28日(金)
区民部	区民生活課	令和5年11月1日(水)	令和5年5月8日(月)
	調査統計係		令和5年4月24日(月)
	地域振興課	令和5年11月1日(水)	令和5年5月10日(水)
	文化・生涯学習課	令和5年11月1日(水)	令和5年5月10日(水)
	スポーツ課	令和5年11月2日(木)	令和5年5月12日(金)
	商工観光課	令和5年11月2日(木)	令和5年5月15日(月)
	日本橋特別出張所	令和5年11月2日(木)	令和5年5月12日(金)
	月島特別出張所	令和5年11月2日(木)	令和5年5月15日(月)
福祉保健部	管理課	令和5年11月6日(月)	令和5年5月18日(木)
	子育て支援課	令和5年11月6日(月)	令和5年5月19日(金)
	保育課	令和5年11月6日(月)	令和5年5月18日(木)
	生活支援課	令和5年11月9日(木)	令和5年5月19日(金)
	障害者福祉課	令和5年11月8日(水)	令和5年5月22日(月)
	保険年金課	令和5年11月8日(水)	令和5年5月22日(月)
	子ども家庭支援センター	令和5年11月9日(木)	令和5年5月24日(水)
	浜町児童館		令和5年5月29日(月)
月島児童館		令和5年5月29日(月)	

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査	
高齢者施策 推進室	福祉センター	令和 5年11月 8日 (水)	令和 5年 5月30日 (火)	
	子ども発達支援 センター	令和 5年11月 8日 (水)	令和 5年 5月30日 (火)	
	高齢者福祉課	高齢者福祉課	令和 5年11月13日 (月)	令和 5年 5月24日 (水)
		シニアセンター		令和 5年 5月29日 (月)
	介護保険課	令和 5年11月13日 (月)	令和 5年 5月26日 (金)	
	中央区保健所	生活衛生課	令和 5年11月15日 (水)	令和 5年 5月26日 (金)
		健康推進課	令和 5年11月15日 (水)	令和 5年 5月30日 (火)
		日本橋保健 センター	令和 5年11月15日 (水)	令和 5年 5月29日 (月)
		月島保健センター	令和 5年11月15日 (水)	
	環 境 土 木 部	管理調整課	令和 5年12月 4日 (月)	令和 5年 6月 2日 (金)
交 通 課		令和 5年12月 4日 (月)	令和 5年 6月 2日 (金)	
環 境 課		令和 5年12月 4日 (月)	令和 5年 6月 6日 (火)	
水とみどりの課		令和 5年12月 6日 (水)	令和 5年 6月 6日 (火)	
道 路 課		令和 5年12月 6日 (水)	令和 5年 6月 7日 (水)	
中央清掃事務所		令和 5年12月 6日 (水)	令和 5年 6月 7日 (水)	
都 市 整 備 部	都市計画課	令和 5年12月 7日 (木)	令和 5年 6月 9日 (金)	
	地域整備課	令和 5年12月 7日 (木)	令和 5年 6月12日 (月)	
	住 宅 課	令和 5年12月 7日 (木)	令和 5年 6月12日 (月)	
	建 築 課	令和 5年12月11日 (月)	令和 5年 6月14日 (水)	
	営 繕 課	令和 5年12月11日 (月)	令和 5年 6月12日 (月)	
都市活性 プロジェクト 推進室	都心再生推進課	令和 5年12月11日 (月)	令和 5年 6月14日 (水)	
	基盤事業調整課	令和 5年12月11日 (月)	令和 5年 6月14日 (水)	
会 計 室		令和 5年12月18日 (月)	令和 5年 4月14日 (金)	
教育委員会 事務局	庶 務 課	令和 5年12月13日 (水)	令和 5年 4月19日 (水)	
	学 務 課	令和 5年12月13日 (水)	令和 5年 4月17日 (月)	
	学校施設課	令和 5年12月18日 (月)	令和 5年 4月17日 (月)	
	指 導 室	令和 5年12月14日 (木)	令和 5年 4月14日 (金)	
	図書文化財課	令和 5年12月14日 (木)	令和 5年 4月20日 (木)	
	教育センター	令和 5年12月14日 (木)	令和 5年 4月19日 (水)	

対 象 課 等	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
宇佐美学園		令和 5年 9月 7日 (木)
泰明小学校		令和 5年11月20日 (月)
泰明幼稚園		令和 5年11月20日 (月)
中央小学校		令和 5年11月24日 (金)
中央幼稚園		令和 5年11月24日 (金)
明正小学校		令和 5年11月21日 (火)
明正幼稚園		令和 5年11月21日 (火)
常盤小学校		令和 5年11月20日 (月)
有馬小学校		令和 5年11月28日 (火)
有馬幼稚園		令和 5年11月28日 (火)
久松小学校		令和 5年11月24日 (金)
久松幼稚園		令和 5年11月24日 (金)
月島第一小学校		令和 5年11月27日 (月)
月島第一幼稚園		令和 5年11月27日 (月)
月島第二小学校		令和 5年11月27日 (月)
月島第二幼稚園		令和 5年11月27日 (月)
銀座中学校		令和 5年11月28日 (火)
日本橋中学校	令和 5年11月21日 (火)	
選挙管理委員会事務局	令和 5年12月18日 (月)	令和 5年 6月 9日 (金)
監 査 事 務 局	令和 5年10月23日 (月)	令和 5年 4月13日 (木)
区 議 会 議 会 局	令和 5年12月13日 (水)	令和 5年 4月13日 (木)

(別 表 2)

令 和 5 年 度 区 施 設 の 視 察 実 施 日 程

宇佐美学園	令和 5年 9月 7日 (木)
晴海地域交流センター「はるみらい」	令和 5年12月11日 (月)

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

写

5 中監第 A 1 4 号

令和 6 年 2 月 1 9 日

中 央 区 長
中 央 区 議 会 議 長
中央区教育委員会教育長
中央区選挙管理委員会委員長
中 央 区 監 査 委 員

様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 吉 田 寛

同 墨 谷 浩 一

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき実施した令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。

第1 監査実施期間

令和5年9月29日から令和6年2月19日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P22)のとおりです。

第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、指定管理者のうち、次の9件を対象としました。

令和4年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

1 財政援助団体

中央区社会福祉協議会

2 対象施設及び指定管理者

(1) 社会教育会館(築地・日本橋・月島・晴海分館)

小学館集英社プロダクショングループ

(2) 京橋こども園

株式会社 小学館集英社プロダクション(*)

(3) 十思保育園

社会福祉法人 清香会

(4) 図書館(京橋・日本橋・月島)

株式会社 図書館流通センター

(5) 総合スポーツセンター等(浜町運動場、月島スポーツプラザ)

中央区スポーツ未来創造パートナーズ

(6) 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

(7) 新川児童館

株式会社 ポピンズエデュケア

(8) 日本橋高齢者在宅サービスセンター

社会福祉法人 長岡福祉協会

(*) 監査実施時の指定管理者名は、株式会社小学館アカデミー(令和5年4月変更)です。本文中は協定締結時の指定管理者名を記載しています。

第3 監査の方法及び観点

1 方法

(1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(2) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

(3) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

2 主たる観点

(1) 財政援助団体

- ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。
- イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。
- ウ 補助条件は適切に履行されているか。

(2) 指定管理者

- ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。
- エ 施設の利用状況は十分か。
- オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(3) 所管部課

- ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。
- イ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 中央区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

所在地 中央区八丁堀四丁目1番5号

設立目的 中央区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

主な事業

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 在宅福祉サービス事業の推進
- ・ ボランティア活動の振興
- ・ 障害福祉サービス事業(就労継続支援さわやかワーク中央)の経営

(2) 所管部課

福祉保健部 管理課

(3) 補助金

区は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対し、事業の運営に要する費用として、令和4年度は188,149,668円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件も適切に履行されているものと認められました。

2 社会教育会館

(1) 施設の概要

ア 築地社会教育会館

所在地 中央区築地四丁目15番1号

延床面積 5,266㎡

主な施設 講習室、洋室5室、和室3室、料理教室、視聴覚室、音楽室、屋内体育場、卓球室、トレーニング室

イ 日本橋社会教育会館

所在地 中央区日本橋人形町一丁目1番17号

延床面積 3,274㎡

主な施設 講習室、洋室3室、和室2室、料理教室、音楽室、ホール

ウ 月島社会教育会館

所在地 中央区月島四丁目1番1号

延床面積	3,091㎡
主な施設	講習室、洋室3室、和室3室、料理教室、ホール
エ 月島社会教育会館晴海分館「アートはるみ」	
所在地	中央区晴海一丁目4番1号
延床面積	1,799㎡
主な施設	ギャラリー、洋室、音楽室、美術工芸室

(2) 設置目的

区民に社会教育の機会と場所を提供し、社会教育の振興を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 文化・生涯学習課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 小学館集英社プロダクショングループ

イ 構成団体

(ア) 株式会社 小学館集英社プロダクション (代表者)

千代田区神田神保町二丁目30番地

(イ) 伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社

中央区日本橋大伝馬町1番4号

(5) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、小学館集英社プロダクショングループに対し、中央区立社会教育会館の管理に関する基本協定書(令和2年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は253,980,142円の指定管理料を支出しています。

なお、社会教育会館使用料は70,646,600円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

3 京橋こども園

(1) 施設の概要

所在地 中央区京橋二丁目17番7号

延床面積 1,778.69㎡

主な施設 保育室6室、遊戯室、園庭、子育て支援室4室、調理室

定員 長時間保育60人、短時間保育9人

(2) 設置目的

就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

株式会社 小学館集英社プロダクション
千代田区神田神保町二丁目30番地

(5) 指定期間

平成25年10月1日から令和5年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社小学館集英社プロダクションに対し、中央区立京橋こども園の管理に関する基本協定書(平成25年10月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は166,857,096円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

4 十思保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋小伝馬町5番1号
延床面積 1,065.95㎡
主な施設 保育室6室、遊戯室、調理室、ホール
定員 94人

(2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 清香会
福岡県豊前市大字八屋1537番地の1

(5) 指定期間

平成31年4月1日から令和11年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、社会福祉法人清香会に対し、中央区立十思保育園の管理に関する

基本協定書(平成31年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は181,854,840円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

5 図書館

(1) 施設の概要

ア 京橋図書館

所在地 中央区築地一丁目1番1号

令和4年12月1日に中央区新富一丁目13番14号へ移転

延床面積 築地一丁目1番1号は、2,251.51㎡

新富一丁目13番14号は、7,067.92㎡

主な施設等 築地一丁目1番1号は、座席数131席、蔵書数348,322冊
(令和4年3月31日現在)

新富一丁目13番14号は、座席数495席、蔵書数361,735冊
(令和5年3月31日現在)

イ 日本橋図書館

所在地 中央区日本橋人形町一丁目1番17号

延床面積 2,224.44㎡

主な施設等 座席数187席、蔵書数133,525冊(令和5年3月31日現在)

ウ 月島図書館

所在地 中央区月島四丁目1番1号

延床面積 1,346.40㎡

主な施設等 座席数144席、蔵書数159,292冊(令和5年3月31日現在)

(2) 設置目的

区民への書籍等の提供や関連講座の開催により、読書や調べもの、講座への参加を通して、自己の啓発を図る機会を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

教育委員会事務局 図書文化財課

(4) 指定管理者

株式会社 図書館流通センター

文京区大塚三丁目1番1号

(5) 指定期間

ア 京橋図書館

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 日本橋図書館・月島図書館

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社図書館流通センターに対し、区立図書館の管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は646,710,303円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

6 総合スポーツセンター等(浜町運動場、月島スポーツプラザ)

(1) 施設の概要

ア 総合スポーツセンター

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 区立浜町公園内

延床面積 19,520.77㎡

主な施設 主競技場、第二競技場、温水プール、武道場、卓球場、エアライフル場、ゴルフ練習場、トレーニングルーム、弓道場、アーチェリー場

イ 浜町運動場

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番1号 区立浜町公園内

延床面積 8,991㎡

主な施設 運動場1面

ウ 月島スポーツプラザ

所在地 中央区月島一丁目9番2号

延床面積 2,700.307㎡

主な施設 温水プール、武道場

(2) 設置目的

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 スポーツ課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 中央区スポーツ未来創造パートナーズ

イ 構成団体

(ア) コナミスポーツ 株式会社(代表者)

品川区東品川四丁目10番1号

(イ) イオンディライト 株式会社

千代田区神田錦町一丁目1番1

(ウ) 伊藤忠アーバンコミュニティ 株式会社

中央区日本橋大伝馬町1番4号

(5) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、中央区スポーツ未来創造パートナーズに対し、中央区立総合スポーツセンター等体育施設の管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は413,606,554円の指定管理料を支出しています。

なお、浜町運動場使用料は2,214,600円であり、区の収入になっています。

また、総合スポーツセンター及び月島スポーツプラザについては利用料金制を採っており、令和4年度の利用料金収入が一定額を超えたため、2,819,746円が区へ納められています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

7 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」

(1) 施設の概要

所在地 中央区明石町1番6号

延床面積 2,690.92㎡

主な施設 居室(個室)36室、食堂、浴室、静養室、作業指導室

定員 施設入所30人、短期入所6人、通所事業56人

(2) 設置目的

知的障害のある者がその能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うとともに、介護を行う者の疾病その他の理由により介護を受けることが一時的に困難となった障害のある者の短期入所等を行うことにより心身障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 障害者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

新宿区西新宿七丁目 8 番10号

(5) 指定期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に対し、中央区立知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の管理に関する基本協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は321,163,089円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 新川児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区新川二丁目13番4号

延床面積 1,839.06㎡

主な施設 多目的ホール、遊戯室・集会室、図書・自習コーナー、
工作室、子育て交流サロン「あかちゃん天国」、幼児室、
情報交流室、学童クラブ室

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

株式会社 ポピンズエデュケア

渋谷区広尾五丁目6番6号

(5) 指定期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、株式会社ポピンズエデュケアに対し、中央区立新川児童館の管理に関する基本協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、令和4年度は96,835,487円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 日本橋高齢者在宅サービスセンター

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号
延床面積 602.92㎡(共有部分含む)
主な施設 デイルーム、ホール、浴室、事務室
一日定員 一般型30人

(2) 設置目的

身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持するうえで必要なサービスを提供し、福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 長岡福祉協会
新潟県長岡市深沢町字高寺2278番地8

(5) 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(6) 指定管理料等

本施設は利用料金制を採っており、中央区立日本橋高齢者在宅サービスセンターの管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)に基づき施設の管理業務に要する経費は利用者負担金及び介護報酬等の収入をもって充てることとしており、令和4年度の指定管理料支出はありません。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和4年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行に関しおおむね適切に行われているものと認められました。今後とも、所管部課においては、団体の財務状況等を十分に精査の上、補助を行ってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

各施設では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または縮小していた事業において、新たにオンライン会議の併用や会議室等のインターネット抽選の導入、さらには開催回数を増やして密を回避する取組など、利用者の利便性向上につながる取組がみられました。いずれも創意工夫を図りながら事業を継続させていくための取組として評価します。

また、大半の施設において、利用者数が前年度より回復する傾向がみられるとともに、福祉施設では新規利用者の増加や新たな就労支援事業の受注先を獲得していました。日常の活動が徐々に回復する中、区民サービスを充実させ、稼働率・利用率の向上に取り組まれた成果と評価し、さらなる事業運営の充実に期待します。

指定管理者制度は民間の能力を活かし効果的・効率的な施設の管理運営が期待されますが、所管部課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう適切に指示・指導を行ってください。また、公費である指定管理料が適正かつ有効的に執行されているか、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。

(別 表)

令和 5 年度財政援助団体等監査実施日程

1 財政援助団体

団体名・所管部課	監査委員監査	事務局監査
中央区社会福祉協議会 【福祉保健部 管理課】	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月)	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月)

2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
小学館集英社 プロダクショングループ 【区民部 文化・生涯学習課】	社会教育会館		令和 5 年 1 0 月 1 2 日 (木)
			令和 5 年 9 月 2 9 日 (金)
株式会社 小学館集英社プロダクション 【福祉保健部 子育て支援課】	京橋こども園		令和 5 年 1 0 月 1 0 日 (火)
			令和 5 年 9 月 2 9 日 (金)
社会福祉法人 清香会 【福祉保健部 子育て支援課】	十思保育園		令和 5 年 1 0 月 1 0 日 (火)
			令和 5 年 9 月 2 9 日 (金)
株式会社 図書館流通センター 【教育委員会事務局 図書文化財課】	図書館	令和 6 年 1 月 2 2 日 (月)	令和 6 年 1 月 2 2 日 (月)
			令和 5 年 1 0 月 2 日 (月)
中央区スポーツ 未来創造パートナーズ 【区民部 スポーツ課】	総合スポーツセンター 浜町運動場 月島スポーツプラザ	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月)	令和 6 年 1 月 1 5 日 (月)
			令和 5 年 1 0 月 4 日 (水)
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【福祉保健部 障害者福祉課】	知的障害者生活支援施設 「レインボーハウス明石」	令和 6 年 1 月 1 7 日 (水)	令和 6 年 1 月 1 7 日 (水)
			令和 5 年 1 0 月 4 日 (水)
株式会社 ポピズエデュケア 【福祉保健部 子ども家庭支援センター】	新川児童館	令和 6 年 1 月 2 2 日 (月)	令和 6 年 1 月 2 2 日 (月)
			令和 5 年 1 0 月 6 日 (金)
社会福祉法人 長岡福祉協会 【福祉保健部 高齢者福祉課】	日本橋高齢者 在宅サービスセンター	令和 6 年 1 月 1 7 日 (水)	令和 6 年 1 月 1 7 日 (水)
			令和 5 年 1 0 月 6 日 (金)

(*) 監査実施時の指定管理者名は、株式会社小学館アカデミー (令和 5 年 4 月変更)

令和6年2月発行

刊行物登録番号
5-097

令和5年度
定例監査結果報告書
財政援助団体等監査結果報告書

編集・発行 中央区監査事務局
中央区築地一丁目1番1号
電話 03(3543)0211(代表)